

平成 30 年第 2 回定例会 防災警察常任委員会

平成 30 年 7 月 6 日

鈴木委員

私からは、今日 2 問ほどお願いしたいと思っておりますが、まず第一に、現場でいろいろ起こっていることについて、聞かせてください。

高齢者の運転については、いろいろと県警でも対応してくださっていると思うのですが、その中で 5 月に茅ヶ崎で 90 歳の御年配の方が、4 人の方をはねたという大変大きな事故もありました。片や、高齢者の運転の問題という中では、具体的には改正道路交通法等々でどうしても認知症等の講習を受けなければならないということもあって、そこで、なかなか講習を受けられないという問題もあるということです。過日、私もある新聞で読みました、講習が滞って受けられないという問題について、今日は一つ、二つ、聞かせていただきたいと思っております。

質問の内容としては、昨年 3 月に改正道路交通法が施行されて、全国では認知症検査の受検と高齢者講習の受講待ちが問題となっておりますが、神奈川県における受検、受講待ち状況について、お聞きしたいと思います。

運転教育課長

本年 3 月末現在、県内の認知機能検査と高齢者講習の受検、受講待ちの平均日数につきましては、認知機能検査が予約から受検まで約 48 日で、全国平均と比較しますと約 2 日短くなっております。一方、高齢者講習は予約から受講まで約 64 日で、全国と比較しますと約 25 日長くなっております。この 2 つを合わせますと約 112 日で、全国より約 24 日長くなっている状況にあります。

鈴木委員

大変多くの時間をかけて待っていらっしゃるわけですね。

更新時の認知症検査と高齢者講習というのは、自動車教習所で実施されていると承知していますが、いつまでに受検また受講しなければならないのか、伺わせてください。

運転教育課長

更新時の認知機能検査や高齢者講習は、道路交通法に基づきまして、運転免許証の更新期間が満了する日の前 6 箇月以内に受けなければなりません。

鈴木委員

6 箇月前に受けなければならないというのに、日付がこのように長く待たなければならない方もいらっしゃるは大変です。

更新時に認知機能検査を受ける高齢者運転には、いつごろ通知書が送られるのですか。

運転教育課長

認知機能検査の通知書は、運転免許証の更新期間が満了する日の 190 日前に発送しております。通知書を受け取った方は、自動車教習所に検査の予約を取ってもらい、検査を受けていただきます。

また、高齢者講習の通知書は、認知機能検査後、おおむね 2 週間で発送しております。同じく通知書を受け取った方は、自動車教習所に受講の予約を取っ

てもらい、受講していただくこととなります。

鈴木委員

高齢者講習の受講の予約が取りづらくなっているということを、先ほど答弁いただきましたが、この対象者はどれぐらい受講待ちをしていらっしゃるのでしょうか。

運転教育課長

高齢者講習の受講を受けた方の約9割の方が、予約から3箇月以内に受講を済ませている状況でございます。

鈴木委員

9割受けた方がいてよかったです。その中でも、1割の方はなかなか受講が難しいということですが、高齢者運転者の中には、最寄りの自動車教習所で認知機能検査や高齢者講習の予約が取りづらく困っている方も、今ありましたようにいらっしゃるということですが、その場合、どのように対応されていますか。

運転教育課長

認知機能検査や高齢者講習の予約が取りづらく困っている方につきましては、運転免許センターの相談窓口に専用電話を設け、警察職員が受け入れ可能な自動車教習所を教示しております。

鈴木委員

これまで受検、受講待ちの問題を解消するためのお話をいただきましたが、それ以外、どのような取組をされていらっしゃるのでしょうか。

運転教育課長

受検、受講待ちお知らせの通知書には、住所地に近い自動車教習所の連絡先の掲載のほかに、受検、受講者の希望により受検場所等を選定できるよう、県内の自動車教習所の一覧表を添付しております。また、各自動車教習所に対し、受検、受講枠の拡大を依頼したところ、6校で講習専用棟が新設され、10校で講習室が増設されたところでございます。

鈴木委員

そうですね。その中で、特に効果のあった事例があったら、教えていただけますか。

運転教育課長

一例を挙げますと、横浜市戸塚区に所在する自動車教習所では、平成25年に隣接する用地を買い取り、その場所に六つの講習室を備えた高齢者講習専用の研修センターを新設して受講枠を拡大し、高齢者講習の円滑な実施に努めるなど、大きな成果を上げております。

鈴木委員

全然違う観点から、受検また受講待ちというのは、1年間通じて発生しているのでしょうか。

運転教育課長

自動車教習所は、年末から翌年3月末にかけて、新規免許取得者が多く訪れる繁忙期となります。そのため、この期間は受検、受講の予約が取りづらい状況になっております。

鈴木委員

そうすると、まとめの質問ですが、受検や受講待ちの要因の一つには自動車教習所の繁忙期があると、今お話がありました。その期間は特に予約が取りづらいことも教えていただきました。そこで、自動車教習所の繁忙期前に送付する通知書には、この期間の早期受検、受講の予約申し込みを促す旨の注意喚起などを掲載するなどして、事前に広報することができないのでしょうか。

運転教育課長

通知書には余白がありますので、繁忙期における早期受検、受講の予約申し込みを促すための注意喚起等を掲載していきたいと考えております。

そのほかにも、繁忙期を捉え、高齢運転者の家族に対しても、県警察のホームページやツイッターなどの各種広報媒体を活用しまして、早期の予約申し込みを促してまいります。

鈴木委員

これまでの質疑で、認知機能検査や高齢者講習の受検、受講待ちの改善に取り組んできたことは理解し、またこれらも取り組んでいただけということですので。今後この受検、受講待ちの時間、期間の短縮に向けてどのような取組をしてくださるか、最後にお聞きしたいと思います。

運転教育課長

高齢運転者は、今後より一層増加することが見込まれますので、引き続き自動車教習所に対する受検、受講枠の拡大を要請するとともに、警察職員による認知機能検査の実施など、様々な観点から受検、受講待ち期間の短縮に向けた検討をしていきたいと思っております。

鈴木委員

今御答弁いただきましたとおり、基本的に通知書の中にはきちっと注意喚起を入れてくださるということですね。また、県警のホームページでも、混み具合等々も出していただき、なおかつ、またツイッター等々でも出していただけるということで、この対応は、新しい取組だと思います。また、全国的にも珍しい取組を追加されることだと思います。

高齢者の方々からは、なかなか予約が取れなくてどうしたらいいのだという御要望、又は相談を、結構私も受けるものですので、是非ともお願いを申し上げたいと思います。

併せて、もう一つの問題は、先般も連絡官の方に手際よい対応をしてくださって助かったのですが、とある某所で、二人組の男性がアンパンマンとメロンパンマンのお面をかぶって子供を誘拐しようになったという事案が、今日も情報として流れていると思います。いまは埼玉あたりに行っているようです。昔の口裂け女と似たようなものです。その中で、私の側聞した中では、学校を休校にしようかという話も何かあったみたいです。今、不審者情報のようなものが、ある意味では、愉快犯みたいな形で取り扱われている事案もあると、お聞きした。そこで、今回は不審者情報について、少しお聞きしたいと思っております。

今、県警で扱う不審者情報にはどのようなものがあるのか、教えていただけますか。

生活安全総務課長

県警では、不審者などに関する様々な情報が寄せられますが、子供や女性に対する性犯罪などの兆しと見られる情報であるところのつきまといや公然わいせつ、声掛けなどに区分して、情報収集に努めているところでございます。

鈴木委員

併せて、不審者情報そのもの自体の収集方法について教えてください。

生活安全総務課長

不審者情報の多くは、110番通報や交番への直接の届け出など、県民の皆様から様々な形で収集をするようになってございます。また、こうした情報をタイムリーに収集できますよう、各種会合や学校訪問などを通じた際に、子供や保護者、学校、地域の住民の方などに対しまして、不審者情報を把握した際は、警察へ積極的に通報をしていただくよう呼び掛けも併せてしております。

なお、こうして把握した情報につきましては、各警察署の生活安全課が集約をしまして、署内各課で情報の共有を図るとともに、パトロール活動などに反映させているところでございます。

鈴木委員

分かりました。年間どのぐらいの不審者情報を把握していらっしゃるのですか。

生活安全総務課長

県警が集約しております情報収集の件数でございますが、平成29年につきましては3,358件、本年5月末では1,356件となっております。その内訳といたしまして、4割以上を占めておりますのが公然わいせつ、要は、下半身を出すような事案でございます。次いで、知らない人から声を掛けられる、声掛けと呼ばれるものが約3割を占めている状況でございます。

鈴木委員

何か御答弁を聞いていて分かるような気がしますよ。

不審者情報に対して、どのような対応をとっていただいているのですか。

生活安全総務課長

把握した不審者情報のうち、事件化できるものにつきましては、各種法令を駆使して検挙措置を講じているところでございます。

鈴木委員

検挙、事件化できるものではなく、事件化にならない、至らないものについては、どのように対応していらっしゃるのですか。

生活安全総務課長

例えば、行為者を特定したが、被害者から協力を得られないということで事件化に至らないような場合には、以後の事案の発生を抑止するためにも、行為者に対する指導、警告を行っております。また、行為者が特定できないような事案につきましては、地域住民の方の不安の解消や再発防止のために、現場周辺のパトロールや見守り活動を実施しているところでございます。

鈴木委員

不審者情報については、発信することも重要ですが、県警ではどのような発信をされていらっしゃるのでしょうか。

生活安全総務課長

委員御指摘のとおり、把握した情報を発信することは、子供や女性に対する犯罪被害の未然防止につながるとても重要なことであると認識をしております。

そこで、県警察では、交番速報、さらにはファクシミリネットワークなどを活用した情報発信のほかに、平成20年10月からピーガルくん子ども安全メールの運用を開始し、不審者情報を電子メールにより配信をしているところでございます。

鈴木委員

今、ピーガルくん子ども安全メールとありましたが、どのような情報がその中に含まれているのですか。

生活安全総務課長

内容としては、実際に発生いたしました子供に対する声掛け事案や、先ほどの事例のような事案、これらの情報のほかに、凶悪事件等の発生情報や、子供に関する防犯イベント等の開催、このような情報を発信しているところでございます。

また、併せて、メール発信後に、捜査の結果犯人の検挙に至ったものについても、住民の方の安心感を醸成するためにも、併せて配信しているところでございます。

鈴木委員

ピーガルくん子ども安全メールの登録件数、配信件数はどれぐらいなのですか。

生活安全総務課長

平成29年12月末現在の数となりますが、登録件数につきましては7万5,297件でございます。なお、昨年中の配信件数でございますが、887件で、主なものといたしまして、不審者情報が262件、公然わいせつ事案が216件、痴漢が137件などとなっております。

鈴木委員

他に取り組んでいる情報発信についても教えてください。

生活安全総務課長

他の発信情報といたしましては、平成27年1月にヤフー株式会社と協定を締結いたしまして、同社が配信しておりますヤフー防災情報を活用した情報発信なども行っております。このヤフーの中では、ピーガルくん子ども安全メールと同様の内容のほかに、ひったくりや振り込め詐欺の発生、防犯に関する注意事項などを配信しておるところでございます。

そのほかにも、防犯に係るものとしては、ツイッターやユーチューブなども積極的に活用しているところでございます。

鈴木委員

不審者情報の収集と発信に今後どのように取り組んでいくのか、聞かせてください。

生活安全総務課長

子供や女性が被害者となる犯罪は、被害者の心身に深い傷を残す卑劣な犯罪であり、治安に対する著しい不安を感じさせるものでもございます。こうした

犯罪を未然に防止するためには、犯罪の兆しである不審者情報等の前兆事案の発生の段階で、的確な対処に努めることが重要となってまいります。

県警察では、引き続き警察活動を通じて不審者情報等の把握に努め、行為者の特定、被害者等に対する防犯指導を行いますとともに、把握した情報につきましては、各種広報媒体を活用し、タイムリーな情報発信に努め、県民に不安を与える犯罪の抑止、検挙に取り組んでいく所存でございます。

鈴木委員

まとめとして、今後は是非ともお願いしたいことは、携帯電話等々の1人1台の時代を迎えて、情報発信というのは、警察本部長がおっしゃる体感治安の改善というところに、すごく大事だと私は思っているのです。そういう意味では、今後、先ほどのピーガルくん子ども安全メールも7万数千件、またヤブー等々も私も見させていただいていますが、これらの今後の活用を更に進めていただいて、体感治安というのは守られているということが大切かと思しますので、是非とも御努力をお願いいたしまして、私の質問を終わります。

意見発表

鈴木委員

私からは、最初にくらし安全防災局、特に消費生活課長にお願いがございます。

早速、架空請求詐欺を取り上げていただいてありがとうございます。ところが、もう6月29日を越えてしまったら、ツイッターを見る人はまずあまりないだろう。公式のアカウントを一刻も早くつくるべきだと私は思うのです。今日、新聞の中にも、188のキャラクターを広めましょうとありましたが、広める前に188を広めろよというのが、私の思いなのです。先日、ある御高齢の方のお宅に行ったら、今回この架空請求詐欺に関しては#9110にかけていて、全然つながりませんということでした。そのときに、私が偶然電話に出ることができたので、消費生活課につくってもらった公式ページを見て、相手が安心しました。

私がすごく心配しているのは、この#9110とか、困ったらここの番号というのはいっぱいあるのだが、消費生活課そのもの自体がどういうメッセージを発信しているのか、私は見えない。だから、いつまでもホームページっていうようなことを言っても、基本的に御年配の御婦人の方なんていうのは、パソコンを持っていないわけで、どうしても見るのは、らくらくホンのようなもので見えるわけだから、もう一度公式アカウントやフェイスブックをつくるなりして、そこで見れるようにする。要するに、この大量のデータは、なかなか落ちてこないのだから、ツイッターだとかフェイスブック等々も私はやり方をいろいろな方に教えてきましたが、やり方は覚えれば分かってくさる。そこから広めていくためにも、一刻も早く消費生活課として公式のページをつくってもらいたい。また、それ以外に、今般は架空請求詐欺以外にもいっぱい詐欺があるわけで、

タイムリーな情報というのは、一刻も早く出さなければいけないわけだから、そういう角度からツイッターってあるわけですから、その活用をお願いをしたいというのが1点です。

2点目は、実際に私も今回、災害対策課長には大変いろいろなことを言ってしまったが、もう一度この神奈川県地域防災計画は基軸になるものであるが、これから後に続く地震対策等がいっぱいあるのだから、それらをどのようにコントロールするのかというのを一刻も早くはじめに等を書いてください。そうでないと、私は各市町村が戸惑っていると思います。一刻も早くつくってもらいたいのが一つです。

もう一つは、避難所についてですが、特に政令指定都市における避難所についてです。避難所と書いているが、現実に入れられない方がすごく多いわけだから、その現実をどのような形にしていくかということ、リアルに書くべきであると思います。そして、入れないというわけにもいかないから、車中泊の方々、要は、避難場外の方々に対するどのような手当をするのかというようなことも、なるべく詳細に書いていただきたいと思います。

そして、もう一つは、お話もさせていただいたが、想定は冬の18時だけで本当にいいのかということです。これ以外にも、例えば真夏の12時といたら、もっと被害想定は違うだろうということで、全般の見直しを一つお願いしたい。同時に、今日も総務局から、ブロック塀が何個倒れそうだというような報告が出ているが、幼い命が亡くなったがゆえに、このような形で全国でブロック塀についてはばかりやっている。でも、ブロック塀ばかりではないのではないですか。私も繰り返し言ったが、京都駅では上から電光掲示板が落ちこちる、また、ひょっとしたら信号機も倒れるかもしれない、こういう状況は、つぶさにしっかりこの中に盛り込んでもらいたい。

最後に細かいこと言って恐縮です。ホームページ見ていたら、県のホームページの1番トップの左側に黄色い防災・安全・安心情報と書いてあります。これを開いたときに、何で津波だけ各市町村別に書いていないのか。リンクが気象庁にだけ張ってあるだけで、とても無責任だと私は思いました。多分ほかは全部、横浜市なら横浜市で、鶴見区から各区全部入っているのだと思う。ところが、津波だって各地違うでしょう。そうであるならば、それなりのきちっと入れ方をさせていただきたいということをお願いします。

そして、最後に、委員会に付託された議案に、公明党として賛成をいたします。